別紙１

高齢者配食サービス事業利用承諾書

１ 事業の利用の決定を受けた場合には，市とこの事業の協定を締結している事業者（以下「事業者」という。）に対し，申請にあたり届け出た事項について，情報提供することを承諾します。

２ 食事の配達時間帯は自宅で待機し，食事は，事業者から直接受け取ります。

３ 食事を休止する場合は，休止する日の前日の午後５時までに，この事業の所管課又は事業者に連絡します。

４ 食事の配達時に連絡なく不在であった場合は，食事を事業者において廃棄処分することを承諾し，その場合には，利用者負担額に，市が事業者に支払う配達料金を加算した金額を，事業者の指定する方法により当該事業者に支払います。

５ 事業の利用にあたり，届け出た事項に変更が生じたときは，速やかに，市長にその内容を届け出ます。

年 月 日

大 崎 市 長 様

申請者 住 所 大崎市

 　　　　氏 名